

ガス事業法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号)

..... 1

改正案	現行
<p>（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）</p> <p>第二条 ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第十九条第四項及び第五項において同じ。）は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（ガス事業法の準用）</p> <p>第七条 法第五条の規定により、法第二十一条第一項及び第二項並びに第三十二条（第六項を除く。）の規定は、準用事業者（法第五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十七条第六項及び第十九条第四項において同じ。）に準用する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（ガスの使用制限等）</p>	<p>（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）</p> <p>第二条 ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第十七条第四項及び第五項において同じ。）は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（ガス事業法の準用）</p> <p>第七条 法第五条の規定により、法第二十一条第一項及び第二項並びに第三十二条（第六項を除く。）の規定は、準用事業者（法第五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十五条第六項及び第十七条第四項において同じ。）に準用する。</p> <p>2・3 （略）</p>

第八条 法第六六条の三第一項の規定により使用するガスの量の限度を定めてするガス小売事業者等（同項に規定するガス小売事業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が供給するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が五十万立方メートル以上である小売供給契約（法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。次項及び第十七条第二項において同じ。）を締結してガス小売事業者等が供給するガスを使用する者について行うものでなければならぬ。

2 法第六六条の三第一項の規定により新たに供給を受けるガスの量の限度を定めてするガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が千万立方メートル以上である小売供給契約を締結して新たにガスの供給を受けようとする者について行うものでなければならぬ。

（報告の徴収）

第九条 経済産業大臣は、法第六六条の三第二項の規定により、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況及び同条第一項の規定による命令又は勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

第十条～第十六条 （略）

（報告の徴収）

（新設）

（新設）

第八条～第十四条 （略）

（報告の徴収）

第十七条 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 消費機器（法第五十九条第一項に規定する消費機器をいう。第十九条第三項及び第四項において同じ。）の調査に関する業務の運営に関する事項

2 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対し報告をさせることができる事項は、小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項とする。

3 3 8 (略)

(都道府県又は市が処理する事務)

第十八条 (略)

(権限の委任)

第十九条 法第八十九条第一項の政令で定める規定は、法第十四条から第十七条まで、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一項ただし書、第三項、第四項、第七項、第十二項及び第十三項（法第五十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条第二項から第四項まで、第五十条、第五十一条第二項及び第三項、第五十三条、第五十四条、第五十四条の八第一項、第五十九条第一項、第七十五条、第七十六条第一項ただ

第十五条 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 消費機器（法第五十九条第一項に規定する消費機器をいう。第十七条第三項及び第四項において同じ。）の調査に関する業務の運営に関する事項

2 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が小売供給契約（法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。以下この項において同じ。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対し報告をさせることができる事項は、小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項とする。

3 3 8 (略)

(都道府県又は市が処理する事務)

第十六条 (略)

(権限の委任)

第十七条 法第八十九条第一項の政令で定める規定は、法第十四条から第十七条まで、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一項ただし書、第三項、第四項、第七項、第十二項及び第十三項（法第五十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条第二項から第四項まで、第五十条、第五十一条第二項及び第三項、第五十三条、第五十四条、第五十九条第一項、第七十五条、第七十六条第一項ただし書及び第三項から第五

し書及び第三項から第五項まで、第七十七条第二項から第四項まで、第七十九条、第八十条、第八十条の八第一項、第八十三条第一項、第八十九条第二項から第五項まで、第九十条、第九十二条並びに第九十五条第一項の規定とする。

2 法第八十九条第二項に規定する権限（法第七十一条第一項及び第七十二条第一項の規定による権限であつて、法第六六条の三の規定に関するものを除く。）は、電力・ガス取引監視等委員会（第四項及び第五項において「委員会」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 (略)

4 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第四号、第五号、第六号、第九号、第十四号、第十五号、第十八号から第二十号まで、第二十四号、第二十九号、第三十号、第三十三号及び第三十四号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十三 (略)	(略)
十四 法第五十四条第二項及び第五十四条の八第二項の規定に基づく権限であつて、第十一号に規定する一般ガス導管事業者に関するもの	供給区域を管轄する経済産業局長
十五〇十七 (略)	(略)
十八 法第八十条第二項及び第八十条の八第二項の規定に基づく権限であつて、前	特定導管の設置の場所を管

項まで、第七十七条第二項から第四項まで、第七十九条、第八十条、第八十三条第一項、第八十九条第二項から第五項まで、第九十条、第九十二条並びに第九十五条第一項の規定とする。

2 法第八十九条第二項に規定する権限は、電力・ガス取引監視等委員会（第四項及び第五項において「委員会」という。）が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 (略)

4 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第四号、第五号、第六号、第九号、第十四号、第十五号、第十八号から第二十号まで、第二十四号、第二十九号、第三十号、第三十三号及び第三十四号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十三 (略)	(略)
十四 法第五十四条第二項の規定に基づく権限であつて、第十一号に規定する一般ガス導管事業者に関するもの	供給区域を管轄する経済産業局長
十五〇十七 (略)	(略)
十八 法第八十条第二項の規定に基づく権限であつて、前号に規定する特定ガス導	特定導管の設置の場所を管

<p>号に規定する特定ガス導管事業者に関するもの 十九〜三十四 (略)</p> <p>轄する経済産業局長 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(経済産業大臣が指示をすることができる事務)</p> <p>第二十条 法第九十一条の政令で定める事務は、第十八条第一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務とする。</p> <p>別表第一 (第十三条関係) (略)</p> <p>別表第二 (第十四条、第十五条関係) (略)</p>
<p>管事業者に関するもの 十九〜三十四 (略)</p> <p>轄する経済産業局長 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(経済産業大臣が指示をすることができる事務)</p> <p>第十八条 法第九十一条の政令で定める事務は、第十六条第一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務とする。</p> <p>別表第一 (第十一条関係) (略)</p> <p>別表第二 (第十二条、第十三条関係) (略)</p>